

羽曳野市における当面する地域生活支援拠点等の整備について

令和元年 9 月 保健福祉部 障害福祉課

地域生活支援拠点等とは

障害者等の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据えた地域の支援体制の整備を図るもの。

2つの目的

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用⇒地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から GH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備⇒障害者等の地域での生活を支援する。

5つの機能

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

当面の整備課題

障害者等の重度化・高齢化等により、②緊急時の受け入れ体制の整備を優先課題として整備

○地域生活拠点等の整備を前提とした 2018（平成 30）年度報酬改定による加算などの制度を活用し、2020（令和 2）年度当初から面的整備を図る。

実施要綱の策定

（2020（令和 2）4 月 1 日施行）

⇒相談支援事業所は
運営規程に「地域生活支援拠点等」であることを規定する。
（市へ届出が必要）

3つの内容

- ① 事前登録制
 - ア）緊急度の高い障害者等を市が事前に把握する。
 - イ）事前に緊急時の対応・事業者間連携体制を確認する。
- ② 受入体制の整備・体験利用の促進 ⇒ 短期入所事業所・GH等において、障害者等の障害特性を把握する。
- ③ 連携体制強化のための協定書（市とサービス事業所間）を締結

緊急時の受け入れの実施

- ◆相談支援事業所
 - * 地域生活支援拠点等相談強化加算（700 単位、月 4 回まで）
 - * 地域体制強化共同支援加算（2,000 単位、月 1 回）
- ◆短期入所事業所
 - * 緊急時短期入所受入加算（福祉型 180 単位、医療型 270 単位、それぞれ 7 日又は 14 日まで）
 - * 定員超過特例加算（50 単位、10 日まで利用者全員につき算定可）